

ベトナムにおける海外非政府組織の活動の登録と管理に関する 2012 年 3 月 1 日付

政府政令 12/2012/ND-CP 号

政府

ベトナム社会主義共和国

独立—自由—幸福

12/2012/ND-CP 号

2012 年 3 月 1 日ハノイ

## 政令

# ベトナムにおける海外非政府組織の活動の登録と管理について

## 政府

2001 年 12 月 25 日付政府組織法に基づき、  
2008 年 6 月 3 日付法律規範文書発行法に基づき、  
外務省の機能、任務、権限及び組織構造の規定にかかる 2008 年 2 月 4 日付、政令 15/2008/ND-CP  
号に基づき、  
外務大臣の提案を検討した。

## 政令

### 第 1 章

#### 一般規則

##### 第 1 条 調整範囲と適用対象

1. 本政令は、ベトナムの非政府組織が利益やその他の目的ではなく、開発支援や人道援助の活動を登録、管理することを規定する。
2. 本政令は、ベトナムにおいて海外の法律に従って設立された、利益やその他の目的ではなく開発支援や人道的活動を行う非政府組織、非営利団体、社会基金、民間基金、その他の各種社会組織、非営利組織に適用する。

## 第2条 専門用語説明

この法令では、次の用語を以下のように解釈する。

1. “海外非政府組織（以下 INGO）”とは、本法第1条第2項に規定する組織である。
2. “開発的人道的活動”とは、開発支援、人道援助を行い、利益やその他を目的としない活動である。
3. “プログラム”とは、1つまたは複数の確定した目標を達成することを目的として、相互に関連し、1つまたは複数のセクターや分野、領域において、様々なアクターが関連し、ある程度長期間または複数の段階に亘り実施し、実施のリソースを様々な時期において様々な方法で動員・調達する活動やプロジェクトの1つの集合である。
4. “プロジェクト”とは、1つあるいは複数の確定した目標を達成するために、確定したリソースに基づいて具体的な地域で一定期間において実施される、相互に関連する活動の1つの集合である。
5. “ノン・プロジェクト援助”とは、各人道的開発的目的のために物資、資金または（ボランティア専門家を含む）専門家により提供されるプログラムやプロジェクトの援助に属さない援助である。
6. “長期コミットメント”とは、5年以上の期間で行う援助や活動のコミットメントである。
7. “ベトナム側カウンターパート機関”とは、ベトナム側の権限を持つ機関から許可を受けた後、INGO や個人と直接協力契約を締結し協力活動の実施を行う機関や組織である。
8. “登録書”とは、本政令の規定にしたがって活動の登録を行った INGO を確定した文書で、次の3つの方法のいずれかに該当する。活動登録書、プロジェクト事務所設立登録書、代表事務所設立登録書。
9. “代表事務所”とは、ベトナムにおける INGO の正式な代表事務所である。
10. “プロジェクト事務所”とは、代表事務所の一部かあるいは独立した事務所で、一つの地方に設立される。INGO がその地方又は地域において援助を行うために各プロジェクトを監督し、展開する。プロジェクト終了後はプロジェクト事務所を閉鎖する。
11. “合意枠組み”とは、法律の規定に従ってベトナムの権限を持つ各機関や組織と INGO との間で締結される合意で、その中でベトナムにおける INGO の権利、責任、人道的開発活動内容が規定される。

## 第3条 INGO に対するベトナムの国家政策

1. ベトナム国は各 INGO が人道的、開発的活動を実施するのに有利な条件をつくり、同活動を奨励する。
2. 開発支援、人道援助の活動を実施する INGO は、本政令 25 条で規定する権力を持つベトナムの国家機関に登録し、ベトナムの法律を遵守すべきである。

## 第4条 各禁止行為

INGO が次に掲げる行為を実施することを禁止する：

1. 政治、宗教、各種国家の利益、安全、国防、民族団結に沿わない各種活動を組織、実施すること。
2. 利益を目的とし、開発支援、人道援助の目的にそぐわないサービスを行う活動を組織、実現、参加すること。
3. マネーロンダリングやテロに関係する各活動を組織、実現、参加すること。
4. 社会道徳や淳風美俗、伝統、民族のアイデンティティを損なう各種活動を組織、実現、参加すること。
5. ベトナムの法律規定に反する各種活動を組織、実現、参加すること。

## 第 2 章 ベトナムでの INGO 登録の各種手続き

### 第 5 条 登録形式

INGO は、①活動登録、②プロジェクト事務所設立登録、③代表事務所設立登録の 3 つの形式で登録を行うことができる。

### 第 6 条 活動登録書発行手続き

1. INGO がベトナムでの活動を行うには次の条件を満たす必要がある。
  - a) 団体を設立した国家の法律に基づく法人格を有していること。
  - b) 規定と明確な活動の主旨を有していること。
  - c) ベトナム国家社会経済発展政策と合致した各プログラム、プロジェクトあるいはノン・プロジェクトの援助を通じてベトナムにおける開発支援、人道援助の活動を行う計画があること。
2. 活動登録書発行の依頼を行う場合、INGO は INGO 事業委員会 (Committee for Foreign NGO Affairs) に書類 (外国語で書かれた各書類には正式に公証されたベトナム語訳を添付する必要がある) を 1 部、直接、郵便あるいは海外におけるベトナムの代表機関を通して申請すること。書類には次のものが含まれる。
  - a) INGO の権限を持つ者が署名し、INGO 事業委員会 (Committee for Foreign NGO Affairs) 宛に送付する INGO の申請書を 1 部。申請書の内容は次のとおり。
    - ・ 組織の正式名称と略称、本部の住所
    - ・ 活動の主旨と目的
    - ・ 組織の設立・発展の経緯の概略
    - ・ 資金源と財政能力
    - ・ ベトナムでのプログラム、プロジェクト／あるいは活動の計画
    - ・ ベトナムの法律を遵守し、ベトナムの伝統的な習慣や風習を尊重することへのコミットメント
  - b) 領事合法化された INGO の定款のコピー 1 部。ただしベトナムが締結した国際協定かその他の規定に加盟している場合は除く。
  - c) 団体を設立した場所か本部のある場所で権限を有する機関により発行され、領事合法化された法人格証明書の原本かコピーを 1 部。ただしベトナムが締結した国際協定かその他の規定に加盟している場合は除く。
3. すべての合法的な書類を受け取った日から 45 営業日以内に、INGO 事業委員会 (Committee for Foreign NGO Affairs) は、関連する INGO に対し書面にて結果を通知する責任がある。
4. 活動登録書の発行が同意された場合、INGO は書類に署名した者を INGO 事業委員会 (Committee for Foreign NGO Affairs) 事務所に直接活動登録書を受け取りに行かせる責任がある。他の者に委任する場合、受け取る人は委任状と身分証明書を (パスポート、ID カードなど) を提示する。

あるいは郵送で受け取ることもできる。

5. 活動登録書の期限は、発行日から3年とする。ただし次の場合、活動登録書の期限は失効する。
  - ・ その INGO の活動登録期限規定のある設立地か本部を置く場所での INGO の活動登録期間を超えている。
  - ・ ベトナムにおいてプロジェクト事務所か代表事務所の設立登録書の内のいずれか1つの発行を受けている。

## 第7条 活動登録延長手続き

1. 活動登録の期限が切れる少なくとも60日前に、INGO は活動登録の延長を依頼し、INGO 事業委員会 (Committee for Foreign NGO Affairs) に書類 (外国語で書かれた各書類には正式に公証されたベトナム語訳を添付する) を1部、直接あるいは郵送にて提出すること。書類には次のものが含まれる。
  - a) 活動登録延長依頼書 1部
  - b) 期限切れとなる活動登録書原本 1部
  - c) 発行された活動登録書の期限内に実施した活動の概要報告書 1部
  - d) これから申請する活動登録書期限内の活動計画。
2. すべての合法的な書類を受け取った日から30営業日以内に、INGO 事業委員会 (Committee for Foreign NGO Affairs) は、関連する INGO に対し書面にて結果を通知する。
3. 延長された活動登録書の発行が同意された場合、INGO は書類に署名した者を、INGO 事業委員会 (Committee for Foreign NGO Affairs) 事務所に活動延長登録書を直接受け取りに行かせる責任がある。他の者に委任する場合は、受け取る者は委任状と身分証明書を (パスポート、ID カードなど) を提示する。郵送で受け取ることもできる。
4. 延長された活動登録書の期限は、延長された日から3年とする。しかし、INGO の活動登録期限を規定する国の法律において、その INGO の設立地か本部を置く場所の INGO の活動登録期限を越えないこととする。

## 第8条 活動登録書の補足、修正、再発行手続き

1. 活動登録書の内容の修正、補足の依頼があるか、あるいは紛失、破損、劣化により活動登録書の再発行が必要な場合、INGO 事業委員会 (Committee for Foreign NGO Affairs) に書類 (外国語で書かれた各書類には正式に公証されたベトナム語訳を添付する) を1部、直接、郵便かあるいは海外におけるベトナムの代表機関を通して申請すること。書類には次のものが含まれる。
  - a) 修正や再発行の理由を明記した活動登録書の修正、補足または再発行依頼書 1部
  - b) 破損や劣化による修正、補足、再発行依頼の場合は活動登録書の原本 1部
  - c) 原本損失による再発行依頼の場合は活動登録書のコピー 1部

2. すべての合法的な書類を受け取った日から 30 営業日以内に、INGO 事業委員会 (Committee for Foreign NGO Affairs) は関連する INGO に対し書面にて結果を通知する責任がある。
3. 活動登録書の登録書の修正、補足または再発行が認められた場合には、INGO は書類に署名した者を、INGO 事業委員会 (Committee for Foreign NGO Affairs) 事務所へ修正、補足の内容が記載されたか、再発行された活動登録書を直接受け取りに行かせる責任がある。他の者に委任する場合、受け取る者は委任状と身分証明書を (パスポート、ID カードなど) を提示する。郵送にて受け取ることもできる。

### 第 9 条 プロジェクト事務所設立登録書発行手続き

1. ベトナムでプロジェクト事務所の設立を登録したい INGO は、次の条件を満たす必要がある。
  - a) 本政令第 6 条の規定に従って活動登録書の発行をすでに受けている。
  - b) ベトナムの権限を持つ機関が承認したプログラムやプロジェクトを持ち、そのプログラムやプロジェクトの規模や性質から、現地で常時実施・監督することが求められている。
2. INGO がプロジェクト事務所設立登録書発行の依頼を行う場合、INGO 事業委員会 (Committee for Foreign NGO Affairs) に書類 (外国語で書かれた書類には正式に公証されたベトナム語訳を添付する) を 1 部、直接か郵便、あるいは海外におけるベトナムの代表機関を通して申請すること。書類には次のものが含まれる。
  - a) 次の内容を含むプロジェクト事務所設立依頼書：プロジェクト事務所設立の必要性・プロジェクト事務所設立予定地・プロジェクト事務所の活動に必要と予想される外国人スタッフとベトナム人スタッフの人数
  - b) 活動登録書の原本
  - c) ベトナムにおけるプログラム・プロジェクト文書 1 部、ベトナムの権限を持つ機関の決定書の原本かコピー 1 部。
  - d) プロジェクトの事務所長となる見込みの者が市民権を持つ国の管轄機関が発給し、領事合法化された犯罪経歴証明書の原本かコピー 1 部。ただしプロジェクト事務所長が 6 ヶ月以上すでにベトナムに滞在している場合は、ベトナムの権限を持つ機関が発給した無犯罪証明書の原本を 1 部追加しなければならない。
  - e) プロジェクト事務所長に任命される見込みの者の履歴書 1 部、その INGO の長がベトナムにおける代表と任命する紹介状。
3. すべての合法的な書類を受け取った日から 45 営業日以内に、INGO 事業委員会 (Committee for Foreign NGO Affairs) は、当該 INGO に対し書面にて結果を通知する責任がある。
4. プロジェクト事務所設立登録書の発行に同意する場合、INGO は書類に署名した者を、INGO 事業委員会 (Committee for Foreign NGO Affairs) 事務所にプロジェクト設立登録書を直接受け取りに行かせる責任がある。他の者に委任する場合、受け取る者は委任状と身分証明書を (パスポート、ID カードなど) を提示する。郵送にて受け取ることもできる。
5. プロジェクト事務所登録書の期限は、発行日から 5 年とする。しかし、INGO の活動期限を規定する国の法律において、設立地か本部を置く場所での INGO の活動登録期限を越えないこととする。

## 第10条 プロジェクト事務所設立登録書延長手続き

1. 設立登録の期限が切れる少なくとも60日前に、INGOはプロジェクト事務所設立登録の延長を依頼し、INGO事業委員会に書類（外国語でかかれた各書類には正式に公証されたベトナム語訳を添付する）を1部、直接かあるいは郵送にて申請すること。書類には次のものが含まれる。
  - a) プロジェクト事務所設立登録延長依頼書 1部
  - b) 期限切れになるプロジェクト事務所設立登録書原本 1部
  - c) 発行されたプロジェクト事務所設立登録書の期限内に実施した活動の概要報告書 1部
  - d) これから申請するプロジェクト事務所設立登録期限内の活動計画書 1部
2. すべての合法的な書類を受け取った日から30営業日以内に、INGO事業委員会（Committee for Foreign NGO Affairs）は、当該INGOに対し結果を書面で通知する。
3. 延長されたプロジェクト事務所設立登録書の発行に同意する場合、INGOは書類に署名した者を、INGO事業委員会（Committee for Foreign NGO Affairs）事務所に延長されたプロジェクト設立登録書を直接受け取りに行かせる責任がある。他の者に委任する場合は、受け取る者は委任状と身分証明書を（パスポート、IDカードなど）を持参する。郵送にて受け取ることもできる。
4. 延長されたプロジェクト事務所登録書の期限は、延長された日から5年とする。しかし、INGOの活動登録期限を規定する国の法律において定められた、当該INGOの設立地か本部を置く場所の活動登録期限を越えないこととする。

## 第11条 プロジェクト事務所設立登録の補足、修正、再発行手続き

1. プロジェクト事務所設立登録書の内容の修正、補足依頼か、あるいは紛失、破損、劣化によりプロジェクト事務所設立登録書の再発行が必要な場合、INGO事業委員会（Committee for Foreign NGO Affairs）に書類（外国語でかかれた各書類には正式に公証されたベトナム語訳を添付する）を1部、直接、郵便、あるいは海外におけるベトナムの代表機関を通して申請すること。書類には次のものが含まれる。
  - a) 修正、補足または再発行に必要な理由を明記したプロジェクト事務所設立登録書の修正、補足または再発行依頼書 1部
  - b) 破損や劣化による修正、補足、再発行依頼の場合はプロジェクト事務所設立登録書の原本 1部
  - c) 原本損失による再発行依頼の場合はプロジェクト事務所設立登録書のコピー 1部
2. すべての合法的な書類を受け取った日から30営業日以内に、INGO事業委員会（Committee for Foreign NGO Affairs）は、当該INGOに対し文書にて通知する責任がある。
3. プロジェクト事務所設立登録書の修正、補足または再発行が認められた場合には、INGOは書類に署名した者を、INGO事業委員会（Committee for Foreign NGO Affairs）事務所へ修正、補足の内容が記載された、あるいは再発行されたプロジェクト事務所設立登録書を直接受け取りに行かせる責任がある。他の者に委任する場合は、受け取る者は委任状と身分証明書を（パスポート、IDカードなど）を持参する。あるいは郵送にて受け取ることもできる。

## 第 12 条 代表事務所設立登録書発行手続き

1. ベトナムで代表事務所設立を登録したい INGO は、次の条件を満たす必要がある。
  - a) 本政令第 6 条の規定に従って活動登録書の発行をすでに受けている。
  - b) ベトナムの権限を持つ機関が承認したプログラムやプロジェクトを通じて長期間活動を実施するコミットメントがある。
  - c) 直近の 2 年間、ベトナムにおいて効果的に活動を実施した。
  - d) 代表事務所は、ハノイかダナン、ホーチミンのいずれか一カ所に設置する。
2. INGO が代表事務所設立登録書発行の依頼を行う場合、INGO 事業委員会 (Committee for Foreign NGO Affairs) に書類 (外国語でかかれた各書類には正式に公証されたベトナム語訳を添付する) を 1 部、直接か郵便、あるいは海外におけるベトナムの代表機関を通して申請すること。書類には次のものが含まれる。
  - a) 次の内容を含む代表事務所設立依頼書：代表事務所設立の必要性・代表事務所設立予定地・代表事務所の活動に必要と予想される外国人スタッフとベトナム人スタッフの人数
  - b) 活動登録書原本 1 部か (すでにベトナムにプロジェクト事務所を開設している場合は) プロジェクト事務所設立許可証のコピー 1 部
  - c) ベトナムでのプログラムかプロジェクト文書 1 部とベトナムの権限を持つ機関の許可書類の原本かコピー 1 部
  - d) 代表事務所長となる見込みの者が市民権を持つ国の管轄機関が発給し、領事合法化された犯罪経歴証明書の原本かコピー 1 部。ただし代表事務所長が 6 ヶ月以上すでにベトナムに居住している場合は、ベトナムの権限を持つ機関が発給した無犯罪証明書の原本を 1 部追加しなければならない。
  - e) 代表事務所長に任命される見込みの者の履歴書 1 部、当該 INGO の長がベトナムにおける代表と任命する紹介状
  - f) 少なくとも直近 2 年分のベトナムでの活動報告書 1 部
3. すべての合法的な書類を受け取った日から 45 営業日以内に、INGO 事業委員会 (Committee for Foreign NGO Affairs) は、関連する INGO に対し書面にて結果を通知する責任がある。
4. 代表事務所設立登録書の発行に同意する場合、INGO は書類に署名した者を、INGO 事業委員会 (Committee for Foreign NGO Affairs) 事務所に代表事務所設立登録書を直接受け取りに行かせる責任がある。他の者に委任する場合、受け取り者は委任状と身分証明書を (パスポート、ID カードなど) を持参する。あるいは郵送にて受け取ることもできる。
5. 代表事務所登録書の期限は、発行日から 5 年とする。しかし、INGO の活動登録期限を規定する国の法律に定められた、当該 INGO の設立地か本部を置く場所における活動登録期限を越えないこととする。

## 第 13 条 代表事務所設立登録延長手続き

1. 設立登録の期限が切れる少なくとも 60 日前に、INGO は代表事務所設立登録の延長を依頼し、



INGO 事業委員会に書類（外国語でかかれた書類には正式に公証を受けたベトナム語訳を添付する）を 1 部、直接あるいは郵送にて申請すること。書類には次のものが含まれる。:

- a) 代表事務所設立登録延長依頼書 1 部
- b) 期限切れになる代表事務所設立登録書原本 1 部
- c) 発行された代表事務所設立登録書の期限内に実施した活動の概要報告書 1 部
- d) これから申請する代表事務所設立登録書期限内の活動計画書 1 部。

2. すべての合法的な書類を受け取った日から 30 営業日以内に、INGO 事業委員会（Committee for Foreign NGO Affairs）は、当該 INGO に対し延長結果について書面にて通知する。

3. 延長された代表事務所設立登録書の発行に同意する場合、INGO は書類に署名した者を、INGO 事業委員会（Committee for Foreign NGO Affairs）事務所に延長された代表設立登録書を直接受け取りに行かせる責任がある。他の者に委任する場合、受け取る者は委任状と身分証明書を（パスポート、ID カードなど）を持参する。あるいは代表事務所登録書を郵送にて受け取ることもできる。

4. 延長された代表事務所設立登録書の期限は、延長された日から 5 年とする。しかし、INGO の活動登録期限を規定する国の法律に定められた、当該 INGO の設立地か本部を置く場所での活動登録期限を越えないこととする。

#### **第 14 条 代表事務所設立登録書の補足、修正、再発行手続き**

1. 代表事務所設立登録書の内容の修正、補足、代表事務所設立登録書の紛失、破損、劣化によりプロジェクト事務所設立登録書の再発行が必要な場合、INGO 事業委員会（Committee for Foreign NGO Affairs）に書類（外国語でかかれた各書類には正式に公証されたベトナム語訳を添付する）を 1 部、直接か郵便、または海外におけるベトナムの代表機関を通して申請すること。書類には次のものが含まれる。:

- a) 修正、補足または再発行に必要な理由を明記した代表事務所設立登録書の修正、補足または再発行依頼書 1 部。
- b) 破損や劣化による修正、補足、再発行依頼の場合は代表事務所設立登録書の原本 1 部（または残りの書類の原本のコピー）
- c) 原本紛失による再発行依頼の場合は代表事務所設立登録書のコピー 1 部

2. すべての合法的な書類を受け取った日から 30 営業日以内に、INGO 事業委員会（Committee for Foreign NGO Affairs）は、当該 INGO に対し文書にて結果を通知する責任がある。

3. INGO は書類に署名した者を、INGO 事業委員会（Committee for Foreign NGO Affairs）事務所へ修正、補足の内容が記載されたか、再発行された代表事務所設立登録書を直接受け取りに行かせる責任がある。他の者に委任する場合は、受け取る者は委任状と身分証明書を（パスポート、ID カードなど）を持参する。あるいは代表事務所登録書を郵送にて受け取ることもできる。

#### **第 15 条 INGO の活動中断と停止**

1. INGO は、次の状況に該当する場合、外務省の決定に従って、活動の一部か全部の停止、あるい

は活動を中断し登録が取り消される。

- a) 登録書の期限が過ぎているにもかかわらず、本政令の規定に従って延長依頼手続きを行わない
  - b) 本政令第4条に挙げる違反行為を行う
  - c) 登録時に意図的に記録を改ざんする
  - d) 登録書が発行された後12ヶ月間活動を行わない
2. 外務省の強制活動中断報告を受けた日から60日以内に、INGOは所在地、住宅、スタッフ、事業の方法に関する諸問題を解決し、(もしあれば)財政責務やその他ベトナムにおける組織と個人、その他関連する問題を解決しなければならない。
  3. 自ら活動を中断する場合、正式に活動を中断する日から60日前に、INGOはINGO事業委員会(Committee for Foreign NGO Affairs)及び外務省に対し、発行済みの登録書、財務会計検査報告を添付した報告書を作成し、本15条2項に上げる各責務を遂行しなければならない。

## 第3章

### INGOの権利と責任

#### 第16条 一般規定

1. ベトナムにおける INGO の活動は、発行された登録書の中に規定された内容に従わなければならない。
2. 代表事務所の長、プロジェクト事務所長あるいは INGO のベトナム代表を委任された者は、ベトナムにおける INGO 活動の責任を持つ。
3. 代表事務所、プロジェクト事務所を持つ INGO の権利や責任は、(本政令 15 条の) 権限を持つ国家機関と締結した合意文書の中で具体的に規定する。

#### 第17条 活動情報

INGO は、登録書の発行、延長、修正を受けてから 45 日以内に、登録書の発行、延長、修正及び組織の活動計画について、INGO が滞在している、活動の実施を予定している省及び中央直轄都市の人民委員会に通知する責任がある。

#### 第18条 報告責任

1. 半期と年次の決められた時期に、代表事務所長、プロジェクト事務所長あるいはベトナムにおける INGO の代表を委任されている者は、ベトナムにおける活動報告書を(本法第 26 条で規定する) 権限を持つ国家機関に対し報告し、同時に登録書に記載した活動地域の省及び中央直轄都市の人民委員会に報告書を送付すること。
2. 代表事務所長、プロジェクト事務所長あるいはベトナムにおける INGO の代表を委任されている者は、会計検査を行い、権限を持つ国家機関によって要求された場合には、書類を提供するか、組織や個人の活動に関係する問題の解決を行う責任がある。

#### 第19条 事務所の借用やスタッフの雇用

国家機関により発行された承認文書を有する場合、登録書とベトナムの法律の規定に沿って、INGO は事務所の借用や、事務所で働く外国人スタッフ及びベトナム人スタッフの雇用が許可される。

#### 第20条 労働許可書の発行

権限を持つ国家機関によって登録書が発行された後、(代表事務所長、プロジェクト事務所長あるいは活動のために INGO のベトナム代表を委任された者) 代表者を除き、INGO で働く外国人スタッフは事務所を置く地域の労働傷兵社会局にて、ベトナムの現行の法律の規定に従って労働許可書の発行を申請する。登録は無料。

## **第 21 条 印鑑と口座**

1. 活動登録を行った INGO は、ベトナムの法律の規定に従って印鑑を登録することができる。
2. 活動登録を行った INGO は、ベトナムの法に従って設立、活動している各銀行において（外貨あるいはベトナムドン）口座を開くことができる。

## **第 22 条 荷物の輸入**

各設備、車両、スペアパーツ、代表事務所や外国人スタッフが仕事や生活の必需品をベトナムに輸入する場合は、ベトナムの法律の規定に従う。

## **第 23 条 外国人に対する個人所得税**

ベトナムで INGO 活動のために働く各代表事務所、各プロジェクト事務所）代表、スタッフ及び専門家の個人所得税には、ベトナムの税に関する法律が適用される。

## 第4章

### 各管理機関の担当

#### 第24条 外務省の責任

各 INGO の活動を管理する窓口機関となる。

1. ベトナムにおける INGO 活動の法律規范文書を作成、公布する機関と調整する。
2. INGO 活動に関する対外政策やガイドラインを協議し提案する。
3. ベトナムの INGO 登録書の発行、延長、修正、補足、取消を実施する。
4. INGO 活動との協力・管理に関係する各機関と調整する。
5. 首相が割り当てたその他の任務を遂行する。

#### 第25条 INGO 事業委員会 (Committee for Foreign NGO Affairs) の責任

首相がベトナムにおける INGO と関連する問題を解決するために、INGO 事業委員会 (Committee for Foreign NGO Affairs) は、首相の決定によって設立される。

1. 外務省と調整して、ベトナムにおける INGO 活動に関する法律規范文書を作成し、権限を持つ機関に提出、公布する。
2. ベトナムにおける INGO の登録書の発行、延長、修正、補足、取消の書類を外務省に送付するために、委員会メンバーの機関を通して INGO の査定業務を統轄する。
3. ベトナムにおける INGO 活動を検査、監督する。
4. ベトナムにおける INGO 活動に関係する苦情、告訴及び違反の処理に関係する各機関を統轄し調整する。
5. ベトナムにおける INGO の活動の状況について総括し、政府に報告する。
6. 各省、局、地方と関連する領域や地域における INGO の活動登録について各省庁、局、地方に定期的に報告する。
7. ベトナムのカウンターパート機関と INGO に対して INGO 活動に関する情報を提供する。
8. 首相が割り当てたその他の任務を法律の規定に従って実施する。

#### 第26条 INGO 事業委員会の一員である代表機関の責任

1. 政府官房
  - a) ベトナムの INGO 活動に対する国家の指示、協力、管理に関し政府や首相を支援する。
  - b) ベトナムの INGO に対する協力・管理において関係する機関と調整する。
2. 内務省：国内の NGO や組織、INGO 関連する諸問題を担当する。
3. 公安省：ベトナムの INGO 活動の中で国家安全保障や社会の秩序と安全に関する諸問題を担当する。
4. 計画投資省：ベトナムにおける INGO の援助に対する国家管理に係る諸問題を担当する。

5. 財務省：ベトナムにおける INGO の援助に対する財務の国家管理に係る諸問題を担当する。
6. 政府宗教委員会：INGO の宗教活動に関する諸問題を担当する。
7. ベトナム友好連盟：INGO の援助の関係と動員に関する諸問題を担当する。INGO 事業委員会の常任機関である。

#### **第 27 条 中央省庁、中央省庁に相当する機関、政府機関、中央政府機関の責任**

1. 中央省庁、中央省庁に相当する機関、政府関連機関の国家管理の範囲の分野や領域で活動する INGO の活動を指導、検査、監督する。
2. 直接協力する INGO の活動状況を総括し、INGO 事業委員会 (Committee for Foreign NGO Affairs) に 6 ヶ月に 1 回か要求に応じて総括し首相に報告する。
3. 中央省庁、中央省庁に相当する機関、政府関連機関の国家管理の範囲において INGO 活動に関係し管理する窓口となるのに適切な直属の部署を 1 つ確定する。

#### **第 28 条 地方省及び中央直轄都市の人民委員会の責任**

1. 地方省及び中央直轄都市の範囲における INGO 活動を指導、検査、監督する。
2. INGO 事業委員会 (Committee for Foreign NGO Affairs) と調整して、登録書の発行、延長、修正、補足、取消を検討する。
3. 地域における INGO の活動状況を総括し、INGO 事業委員会 (Committee for Foreign NGO Affairs) に 6 ヶ月に 1 回か要求に応じて総括し首相に報告する。
4. 地方における INGO 活動を管理するための窓口となる直属の部署を一つ確保する。

#### **第 29 条 ベトナム側カウンターパートの責任**

1. INGO と協力する際には INGO の活動と援助に関する各規定を遵守する。
2. 関連規定に沿って活動を実施するよう INGO を指導する。
3. 自らの組織と直接関係のある INGO との協力状況を権限を持つ機関に報告する。

## 第5章

### 施行規定

#### 第30条 効果1

1. 本政令は2012年6月1日より施行され、ベトナムにおけるINGOの活動に関する規制の公布に関する1996年5月24日付首相決定340/TTg号は廃止される。
2. ベトナムにおけるINGOの活動規制に関する1996年5月24日付首相決定第340/TTg号に従って代表事務所、プロジェクト事務所、活動の承認書を既に発行されているINGOが、本政令に従って登録を行う必要がある場合（代表事務所設立登録書、プロジェクト設立登録書、活動登録書）、審査は免除されるが、本政令が効力を持つ日から90日以内に、本政令に従って、書類を追加、完成させなければならない。

#### 第31条 表彰および違反の処理

1. ベトナムにおける開発支援、人道的援助のプログラムに積極的に貢献し、効果を発揮した各個人やINGOはベトナムの法律の規定に従って、ベトナム国家によって承認・表彰される。
2. 発行された登録書に一致しないか、本政令の規定に違反する活動を行うINGOは、違反の程度に従って、権限を持つ機関に活動の一部を停止されるか登録書を取消される。本政令の各規定の違反の程度に従って、ベトナムのINGOとそのスタッフはベトナムの法に従って処罰される。

#### 第32条 実施責任

1. 外務省はINGO事業委員会（Committee for Foreign NGO Affairs）と調整して本政令の施行に関し指導、検査する責任がある。
2. 各中央省庁の大臣、中央省庁に相当する機関の長、政府機関の長、INGO事業委員会（Committee for Foreign NGO Affairs）委員長、ベトナム友好連盟会長、地方省及び中央直轄都市人民委員会委員長、各団体の中央機関の長は、本政令を施行する責任がある。

TM. 首相

- 党中央書記局
- 首相、各副首相
- 中央省庁、中央省レベルの機関、政府管轄機関
- 賄賂防止中央指導委員会事務所
- 地方省及び中央直轄都市人民委員会、人民評議会

グエン・タン・ズン

- 中央執行委員会、各委員会事務所
- 国家主席事務所
- 民族議会及び国会各委員会
- 国会事務所
- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院
- 国家会計院
- 国家財政監査委員会
- 社会政策銀行
- ベトナム開発銀行
- ベトナム祖国戦線中央委員会
- 各団体中央機関
- 政府官房：主任大臣、各副主任、政府ウェブサイト、各局、各部門、関係機関、官報
- ファイル：文書管理室、国際関係局(5部)